

全国消費実態調査に係る統計法第7条第1項の承認申請事項（案）

1 目的、事項、範囲、期日及び方法

(1) 目的

全国消費実態調査は、家計の実態を調査し、全国及び地域別の世帯の所得分布、消費水準及び構造等に関する基礎資料を得ることを目的とする。

(2) 事項

調査の種類は、甲調査及び乙調査とする。

ア 甲調査は、調査票（様式第1号、第2号及び第5号から第7号）により、次の事項を調査する。

ただし、調査事項(ア)については、勤労者世帯及び無職世帯のいずれにも該当しない世帯は、支出に関する事項のみとする。

(ア) 収入及び支出に関する事項

(イ) 主要耐久消費財に関する事項

(ウ) 年間収入に関する事項

(エ) 貯蓄現在高に関する事項

(オ) 借入金残高に関する事項

(カ) 世帯及び世帯員に関する事項

(キ) 現住居に関する事項

(ク) 現住居以外の住宅及び宅地に関する事項

イ 乙調査は、次の事項を調査する。このうち、調査事項(ア)については調査票（様式第3号及び第4号）により、また、同(イ)及び(ウ)については総務大臣が家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に関する事項、世帯及び世帯員に関する事項を記録することにより調査する。

(ア) 収入及び支出に関する事項

(イ) 年間収入に関する事項

(ウ) 世帯及び世帯員に関する事項

(3) 範囲

ア 調査の地域

甲調査にあつては総務大臣の指定する地域（すべての市及び約220町村）における平成17年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する約8,700調査区とする。

乙調査にあつては家計調査の調査対象地域となっている168市町村における平成17年国勢調査調査区のうち、総務大臣が指定する各月約450調査区とする。

イ 調査の対象

甲調査にあつては総務大臣の定める方法により市町村長が選定した約56,800世帯

(単身者の世帯の約4,400世帯を含む。以下「甲調査世帯」という。)とする。

乙調査にあっては総務大臣の定める方法により都道府県知事が選定した約670世帯(以下「乙調査世帯」という。)の世帯員とする。

(4) 期日

全国消費実態調査は、直前の全国消費実態調査を行った年から5年目に当たる年に行う。

甲調査は、実施年の9月、10月及び11月の3か月間について行う。ただし、単身者の世帯は、10月及び11月の2か月間について行う。

乙調査は、実施年の9月、10月及び11月のうち1か月間について行う。

(5) 方法

ア 調査の流れ

(ア) 甲調査

甲調査は、総務省 - 都道府県 - 市町村 - 統計調査員(又は民間事業者)の流れにより行う。

(イ) 乙調査

乙調査は、総務省 - 都道府県 - 統計調査員の流れにより行う。

イ 統計調査員

(ア) 統計調査員は、甲調査にあっては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあっては都道府県知事の指揮監督を受けて、担当調査区内にある甲調査世帯又は乙調査世帯に係る調査票の配布及び収集、関係書類の作成並びにこれらに附帯する事務(以下「調査員事務」という。)を行う。

(イ) 「(ア)」の規定にかかわらず、都道府県知事の指定する統計調査員(以下「指導員」という。)は、甲調査にあっては市町村長の調査実施上の指導、乙調査にあっては都道府県知事の指揮監督を受けて、統計調査員(指導員を除く。以下「調査員」という。)に対する指導、調査票その他の関係書類の検査及びこれらに附帯する事務(以下「指導員事務」という。)を行うものとする。

(ウ) 「(ア)」及び「(イ)」の規定にかかわらず、特別の事情により調査員が「(ア)」の事務の一部を行うことができないときは、市町村長の定めるところにより、指導員が当該事務を行うものとする。

ウ 民間事業者

(ア) 甲調査にあっては市町村長から実地調査に係る業務を受託した民間事業者は、当該市町村長の担当調査区内の実地調査を当該市町村長に代わり行う。

(イ) 民間事業者及びその民間事業者に用いられる者は、定められた仕様書等に基づき、統計調査員に代わり、調査員事務及び指導員事務を行う。

エ 調査の方法

調査は、甲調査にあっては調査員(イの「(ウ)」の規定により調査員の事務の一部

を行う指導員を含む。以下「調査員等」という。)又は調査員事務を民間事業者に委託して行う場合の当該民間事業者及びその民間事業者を使用される者(以下「民間事業者等」という。)が調査票を担当調査区内の甲調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行い、乙調査にあつては調査員等が調査票を担当調査区内の乙調査世帯ごとに配布し、及び収集し、並びに質問することにより行う。

また、乙調査世帯に係る年間収入に関する事項並びに世帯及び世帯員に関する事項の調査については、総務大臣が、家計調査の調査票を転写した電磁的記録から当該世帯の年間収入に関する事項並びに世帯及び世帯員に関する事項を記録することにより行う。

オ 申告の方法

(ア) 申告は、甲調査にあつては甲調査世帯の世帯主が様式第1号、第2号及び第5号から第7号に、乙調査にあつては乙調査世帯の世帯主が様式第3号に、乙調査世帯の18歳以上の世帯員が様式第4号に記入することにより行う。

ただし、調査票に記入する事項のうち一部の調査事項については、甲調査にあつては調査員等又は民間事業者等が記入し、乙調査にあつては調査員等が記入するものとする。

(イ) 甲調査世帯の世帯主に準ずる者及び乙調査世帯の世帯主又はこれに準ずる者は、申告すべき者に代わって申告を行うことができる。

(ウ) 総務大臣が指定する調査区の甲調査世帯については、総務省の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。)と、提出しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して調査票の記入を行うことができる。

2 集計事項及び集計方法

(1) 集計事項

ア 甲調査にあつては次の事項について、総世帯、二人以上の世帯及び単身者の世帯ごとに、全国及び地域別並びに世帯の特性別に集計する。なお、詳細については、別表に示すとおりである。

(ア) 項目別収入と支出に関する事項

(イ) 品目別支出に関する事項

(ウ) 購入地域、購入先及び購入形態別品目別支出に関する事項

(エ) 主要耐久消費財に関する事項

(オ) 年間収入に関する事項

(カ) 貯蓄現在高及び借入金残高に関する事項

(キ) 住宅及び宅地に関する事項

(ク) 各種世帯属性別世帯の分布に関する事項

イ 乙調査にあつては個人的な収支に関する事項について、全国及び地域別並びに世帯の特性別に集計する。なお、詳細については、別表に示すとおりである。

(2) 集計方法

集計は、総務省において電子計算機により行う。

なお、独立行政法人統計センターの中期目標により総務大臣が指示した集計については、同法人が策定した中期計画の認可を経て、同法人が当該業務を行うこととする。

3 結果の公表の方法及び期日

調査の結果は、集計後報告書の刊行、結果原表の閲覧又は電磁的記録を紙面等に表示し閲覧に供する方法により、実施年の翌年の12月末日までに公表する。

4 関係書類の保存期間及び期日

関係書類名	保存期間	保存責任者
調査票	2年	総務省統計局長
調査票の内容（氏名を除く。）が転写されている電磁的記録	永年	総務省統計局長
結果原表又は結果原表が転写されているマイクロフィルム若しくは電磁的記録	永年	総務省統計局長

5 経費の概算

平成21年度経費約27億60百万円（平成22年度分は未定）